

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
- 道路の区域を変更する件 三八
- 廃川敷地等が生じた件 三八
- 都市計画事業を認可した件 三八

**公 告**

- 一般競争入札を行う件 三九
- 土地改良区の役員が就退任した件二件 三九
- 浸水想定区域を指定した件三件 三九
- 福島県教育委員会教育長 三九
- 一般競争入札を行う件 三九
- 福島県監査委員 三九

○地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 三五

## 告 示

### 福島県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第四項の規定により法第六條第二項の規定による届出とみなされる法附則第五條第一項の変更の届出に係り法第八條第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年六月十九日から同年七月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドン・キホーテ福島コマレオ店 福島県福島市鎌田字舟戸前一四番一号ほか
- 二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 1 廃棄物減量化及びリサイクルに係る事項
- （一）事業活動に伴って発生した廃棄物の保管にあたっては、保管基準を遵守するとともに、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
- また、廃棄物の分別を徹底すること。特に産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）と事業系一般廃棄物は混在しないように注意すること。
- （二）廃棄物の収集運搬・処分を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託するとともに、委託基準を遵守すること。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を図ること。
- 2 騒音の発生に係る事項
- （一）営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されますので、荷捌きや車両のドアの開閉等の際に生じる騒音に十分配慮し、深夜・早朝の作業も想定されますので、事前に周辺住民への説明を行い、理解を得るようにしてください。
- （二）来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が騒音とならないよう、注意喚起に努めてください。
- （三）受電設備・空調室外機等の設置場所・機種を選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意してください。
- 3 その他の事項
- （一）既設のボイラー、浄化槽及び送風機については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例に定める特定（指定）施設ですので、施設を承継・廃止する場合は届出が必要となります。
- （二）周辺の生活環境を勘案し、二十四時間（夜間）営業を行う上で、防災・防犯に關する対策について十分配慮するよう努めること。
- （三）開店後、交通処理において支障がある場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じること。
- 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
- （商業まちづくり課）

福島県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、猪苗代町土地改良区から令和二年六月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月十一日認可した。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区村上字 越戸畑四番三地先から 同 市小高区塚原字 沼ノ上二四一番二地先 まで	変更前	A 四・五〇 二六・〇	二、九三七・六
	南相馬市小高区村上字 西谷地南坪二一八番二 一 番地先から 同 市小高区塚原字 浜田三三七番地先まで	変更後	B 一一・六〇 八六・〇	二、二八六・一
	南相馬市小高区福岡字 大明神一〇番地先から 同 市小高区塚原字 沼ノ上二四一番二地先 まで	変更前	A 四・三〇 二六・〇	三、二一七・〇
	同 市小高区塚原字 沼ノ上二四一番二地先 まで	変更後	B 一一・五〇 九〇・三	二、〇四三・五

(道路計画課)

福島県告示第四百六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 二級河川鮫川水系波川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和二年六月十九日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端 いわき市添野町頭巾平十二番一地从先から  
下流端 いわき市添野町欠下五十三番一地从先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地（河川管理施設を含む。） 二二四二・四六平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津若松市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 会津都市計画道路事業 三・四・百十一号 藤室鍛冶屋敷線
- 三 事業施行期間 令和二年六月十九日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 会津若松市本町及び湯川町地内  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

**公告第125号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造0201工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月19日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 工事名 福島県漁業調査指導船建造0201工事
- (2) 調達をする件名及び数量 鋼製係留台船 一式
- (3) 工事概要

ア 全長 約25.0m

イ 幅（型） 7.0m

ウ 深さ（型） 1.45m

エ その他 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (4) 納入期限 令和3年12月24日（金）
- (5) 納入場所 福島県相馬市相馬港

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 建造船舶の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を有する者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に定める技術審査資料を添付して、令和2年7月13日（月）午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電話024-521-7394

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和2年6月19日（金）から同年7月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

**5 入札説明書等の配布等**

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
- (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和2年7月29日（水）午後1時15分

(2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和2年7月28日（火）午後5時まで3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

**7 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、

財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Mooring barege (steel construction) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:15 p.m., 29 July 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 July 2020
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7394

(農林総務課)

公告第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

飯館村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 菅野 智

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 隆男

監事 菅野 智

住所

相馬郡飯館村草野字大北九五番地

住所

相馬郡飯館村飯樋字町三八二番地

同 郡同 村草野字大北九五番地

(農村計画課)

公告第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

布藤堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 本田 一男

同 佐藤 弘紀

同 佐藤 孝則

同 鈴木 正雄

同 佐藤 英一

同 秋山 公一

同 川井 信之

同 家田 正

同 卯月 宏次

同 竹本 一扶

同 鈴木 博

同 鈴木 定憲

同 穴澤 秀郎

住所

耶麻郡磐梯町大字磐梯字本寺下四八八七番地

同 郡同 町大字磐梯字金上壇二五六九番地

同 郡同 町大字更科字前田五一一番地

同 郡同 町大字更科字上柳下一七四九番地

同 郡同 町大字更科字東松山一二五一番地

同 郡同 町大字磐梯字漆方一一三六番地

同 郡同 町大字磐梯字本寺上四九五二番地

同 郡同 町大字磐梯字滝下一七三〇番地

同 郡同 町大字更科字横達三八五五番地

同 郡同 町大字更科字妙法原六六五九番地

同 郡同 町大字更科字源橋五三七六番地

同 郡同 町大字更科字長峯六五四三番地

同 郡同 町大字更科字磨上三三九七番地

監事 薄井 修 同 郡同 町大字磐梯字湯殿七七九番地

同 佐藤 丈二 同 郡同 町大字更科字権現森三九番地

同 山口 孝雄 同 郡同 町大字更科字的場二〇三三番地

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 孝則

同 佐藤 弘紀

同 薄井 修

同 鈴木 計弘

同 佐藤 英一

同 瀬田 晃旬

同 卯月 勇三

同 遠藤 敏男

同 卯月 孝

同 吉田 長光

同 鈴木 俊二

同 鈴木 良則

同 穴澤 秀郎

同 古川 弥一

同 鈴木 國雄

同 川井 信之

住所

耶麻郡磐梯町大字更科字前田五一一番地

同 郡同 町大字磐梯字金上壇二五六九番地

同 郡同 町大字磐梯字湯殿七七九番地

同 郡同 町大字更科字樋下二一一四番地

同 郡同 町大字更科字東松山一二五一番地

同 郡同 町大字磐梯字本寺上四九七三番地

同 郡同 町大字磐梯字漆方一一七二番地

同 郡同 町大字更科字横達三九三八番地

同 郡同 町大字更科字塩ノ原四八四七番地

同 郡同 町大字更科字源橋五三七七番地

同 郡同 町大字更科字長峯六五四七番地

同 郡同 町大字更科字磨上三三九七番地

同 郡同 町大字更科字大曲四二六七番地

同 郡同 町大字更科字源橋五三八八番地

同 郡同 町大字磐梯字漆方一一三六番地

(農村計画課)

公告第二百二十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、請戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件(平成二十年福島県公告第四百二十二号)(請戸川水系請戸川に係る部分に限る。)は、廃止する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

公告第二百二十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、高瀬川に係

る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百四十二号）（請戸川水系高瀬川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄  
（河川整備課）

#### 公告第三百三十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、阿賀川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南会津建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和二年六月十九日

福島県知事 内堀雅雄  
（河川整備課）

### 福島県教育委員会教育長

#### 公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月19日

福島県立図書館長 齋野和則

#### 1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、組立て、データ移行、調整、機器保守等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
- 納入場所 福島県立図書館（福島県福島市森合字西養山1番地）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月7日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地  
福島県立図書館企画管理部  
電話024-535-3220  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年7月7日(火)午後5時必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において令和2年6月19日(金)から同年7月7日(火)まで(月曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、一般競争入札参加資格確認申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年7月2日(木)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等  
(1) 日時 令和2年7月30日(木)午後1時30分  
(2) 場所 福島県立図書館3階会議室(福島県福島市森合字西養山1番地)  
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年7月29日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立図書館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立図書館長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Equipment for the information network system of Fukushima Prefectural Library 1 set (including transportation, installation, assembly, data migration, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 30 July 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 July 2020
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Library, 1 Nishiyozan, Moriai, Fukushima City, Fukushima 960-8003 Japan TEL 024-535-3220  
(企画管理部)



## 福島県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

福島県監査委員 勅使河原 正之  
福島県監査委員 佐久間 俊 男  
福島県監査委員 佐 竹 浩  
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
伊 藤 真 大	福島県会津若松市城南町2番7号
大 出 隆 秀	福島県福島市野田町字中ノ町69番地
勝 田 博 之	福島県福島市森合字丹波谷地29番地の24
加 藤 悟	福島県耶麻郡磐梯町大字赤枝字田中104番地
田 中 亮	福島県郡山市堤下町3番14号 レーベン郡山705号
村 上 芳 文	東京都文京区千駄木三丁目13番8号 久米マンション202

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和2年6月19日から令和3年3月31日まで

(監査総務課)